

日本運動生理学会 学会賞等規定

- 第1条 会則第3条第5項により，日本運動生理学会学会賞を設ける。
- 第2条 本学会賞は「学術功労賞」，「学会賞」，「奨励賞」および「学会大会功労賞」とし，総会において賞状および副賞を授与する。
- 第3条 受賞者は学会賞選考委員会の推薦を受けて理事長が理事会に諮って決定する。
- 第4条 学会賞選考委員会の構成および選考方法は別に「学会賞選考内規」に定める。
- 第5条 その他の学会賞に関連する事項については理事会において決定する。

平成11（1999）年10月9日制定
令和7（2025）年7月12日改定

日本運動生理学会 学会賞等選考内規

第1条 学会賞選考委員長は理事長により指名される。学会賞選考委員長は評議員から 8 名以内の委員を指名し委員会を構成する。

第2条 本学会賞の「学術功労賞」、「学会賞」、「奨励賞」および「学会大会功労賞」の基準は、以下のように定める。

1. 学術功労賞

- 1) 本学会の会員であり、評議員、理事、副理事長、理事長、副会長または会長等として本学会にきわめて大きな功績のあったもの。
- 2) 長年、運動生理学の分野で学術的に多大な功績があったもの。

2. 学会賞

- 1) 本学会の会員として、本学会欧文誌に 4 編以上の査読あり論文（総説を含む）を発表しているもの。
- 2) 運動生理学の進歩に寄与する顕著な発表をし、なお将来の発展が期待できるもの。
- 3) 受賞者は原則として単独とするが、業績が単独の貢献と判断することが困難な場合は 2 名までとする。

3. 奨励賞

- 1) 本学会の会員として、本学会誌に 2 編（1 編は欧文誌とする）以上の査読あり論文を発表しているもの。
- 2) 受賞者は受賞の暦年度の 7 月 1 日において満 40 歳未満のもの。
- 3) 受賞者は原則として単独とする。
- 4) 運動生理学の進歩に寄与する顕著な発表をし、なお将来の発展が期待できるもの。

4. 学会大会功労賞

- 1) 本賞は、日本運動生理学会大会において、大会長および事務局長として大会の準備・運営・終了に尽力し、学会の発展に貢献した者に対して、その功績を称え、感謝と慰労の意を表することを目的とする。
- 2) 本賞は、日本運動生理学会大会において大会長および事務局長を務めた者とする。

第3条 選考委員長は学会大会の 2 ヶ月前迄に理事長に受賞者の推薦を行うものとする。また、理事会および総会において選考経過および選考理由を報告する。

学術功労賞規程の補足説明

学術功労賞候補者は次の項目のほとんどを同時に満たしていることが望ましい。

1. 学会長経験者
2. 理事長経験者
3. 学会大会長経験者
4. 学術的に顕著に貢献した者

平成 11（1999）年 10 月 9 日制定

平成 15（2003）年 2 月 22 日改定

平成 19（2007）年 7 月 25 日改定

令和 5（2023）年 8 月 23 日改定

令和 7（2025）年 7 月 12 日改定